

令和4年9月7日

住民各位

# 水道メーター交換のお知らせ

日頃から添田町の水道事業にご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、水道メーターは、計量法により8年ごとの交換が義務付けられています。  
そのため、貴地区設置の水道メーターが8年を経過しますので、下記日程で、  
水道メーターの交換を行います。皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

- ・対象地区 町四・桜橋・野田・榊田・旧三崎
- ・交換期間 令和4年9月12日～令和4年11月30日  
(上記日程のいずれかに15分程度の断水のうえ、交換作業を行います)

## ◆注意事項

- ・メーターボックスの周囲に物を置いていると交換することができないので、あらかじめ片付けをお願いします。
- ・毎月検針を行っているメーター本体を交換する作業のため、検針同様に立会いの必要はありません。
- ・交換の際に留守だった場合は、チラシにて交換終了をお知らせいたします。
- ・このチラシは、行政区ごとに配布していますので、一部メーター交換の対象とならないご家庭もあります。

何か不明な点がございましたら、添田町役場 水道課 管理係  
(電話0947-82-5961) までご連絡をお願い致します。